

○大崎地域広域行政事務組合工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和について

1 対象工事等

以下の条件をすべて満たす2件の工事間で、現場代理人の兼任を認めることとする。

- (1) 組合が発注する工事請負契約であること。
- (2) 請負代金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）未満の工事同士であること。
- (3) 兼任している期間中は、必ずいずれかの工事現場に常駐できること。

2 手続き

- (1) 現場代理人を兼任させる場合は、通常の現場代理人等通知書と併せて現場代理人兼任届（別記様式）を両方の工事の発注担当課に1部ずつ提出すること。（それぞれの届書に、兼任するもう一方の工事の工事請負契約書頭書（写し）を添付すること。）
- (2) 兼任届出済みの工事のいずれかが、変更契約により工期を変更した場合は、兼任するもう一方の工事の発注担当課に工事請負変更契約書頭書（写し）を提出すること。
- (3) 兼任届出済みの工事のいずれかが、変更契約により請負代金額が4,500万円以上（建築一式の場合は9,000万円以上）となった場合は、引き続き兼任することはできないものとする。新たに現場代理人を配置する工事の発注担当課に、通常の現場代理人等通知書(変更)を提出すること。

3 その他

現場代理人が兼任している場合、現場代理人が一方の工事現場に駐在している間、不在となるもう一方の工事現場においては、連絡体制の整備を確実に行うなど各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すこと。

4 適用

令和7年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

ただし、兼任する一方の対象工事が適用日より前のものについても、発注担当課に届け出ることににより適用するものとする。

現 場 代 理 人 兼 任 届

年 月 日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 様

受託者
住 所
氏 名

印

〔 法人にあつては名称及び
代表者の印 〕

下記の工事について現場代理人を兼任させるので届け出ます。

記

1 現場代理人

現場代理人	氏名		生 年 月 日	年 月 日
	住所		緊急時連絡先	

2 兼任させる工事

発注担当課		監督職員氏名	
工 事 番 号		工 事 名	
工 事 場 所		請負代金額	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		

発注担当課		監督職員氏名	
工 事 番 号		工 事 名	
工 事 場 所		請負代金額	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		

※ 本書を兼任させる工事数分 を作成し、それぞれの工事発注担当課に1部ずつ提出してください。
(それぞれの届書に、兼任する他の工事の工事請負契約書頭書(写し)を添付してください。)